## ASF 予防のため食品残渣給餌養豚農場の政府合同取締り

http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMkY2OCUyRjMyMTA3MiUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRnJnc0JnbmRlU3RyJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNlJTI2cmdzRW5kZGVTdHIlM0QlMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cGFnZSUzRDElMjZyb3clM0QxMCUyNnBhc3N3b3JkJTNEJTI2YmJzQ2xTZXElM0QlMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D

## (以下、機械翻訳などによる仮訳)

## 摘要

- ◆ (点検の概要) ASF 予防のため、全国の食品残渣給餌養豚農場を対象に、政府合同取締りを実施
- 〇(点検日時)2019年8月5日~別途通知時まで(毎週2回)
- 〇 (点検班) 農食品部・環境部・自治体合同点検の実施
- \*ASF 担当官(農食品部、環境部、自治体)の合計 227 班 908 人編成
- ○(点検対象)全国残給餌養豚農場(2019年7月22日時点で227戸)
- \*227 戸中、自家処理で給餌する農場が131 戸、業者による処理で給餌する農場が96 戸
- 〇 (チェックリスト) 全国の残飯給餌養豚農場のうち、自家処理給餌農場を重点点検
- 承認された廃棄物処理施設を保有している養豚農場で適正加熱処理などを経て食品残渣を自家処理給餌しているか確認
- ・業者による処理で給餌している農場については、契約処理業者から食品残渣飼料の供給を受けているかどうかを確認
- ○(今後の計画)違反農場に対し、関連規定に基づいて行政処分等の措置、特別管理・監督
- □農林畜産食品部(長官:イゲホ、以下農食品部)は、ASF予防のため、本日から全国の食品残渣 給餌養豚農場(2019年7月22日時点で227戸)について「政府合同取締り」を実施する。
- ○今回の取り締まりは、7月25日の「廃棄物管理法施行規則」改正で、豚への食品残渣給餌禁止となったことに伴う養豚農場の履行状況(食品残渣給餌中断など)を確認するために推進されているものであり、これまで養豚農場に改正事項を継続的に指導・広報してきた。
- 「廃棄物管理法施行規則」の改正により、食品残渣給餌農場(廃棄物処理施設設置の承認又は申告された農場を除く)は、直接処理給餌を停止し、配合飼料の給餌などに転換しなければならない。
- <廃棄物管理法施行規則第14条の3条5の3の改正(環境部、7月25日)>
- (改訂内容) ASF が発生し、又は発生するおそれがあり、農食品部長官の要請があった場合、食品残渣を家畜に直接給餌することを禁止する。

- ただし、「廃棄物管理法」第 29 条の規定により廃棄物処理施設設置の承認又は申告された場合を 除く
- □農食品部は、効率的で徹底した点検のために環境部と自治体担当部署の担当者に点検班を編成して、政府合同取り締まりを推進する。
- \*農場ごとに編成された ASF 担当官(農食品部、環境部、自治体)で 227 班 908 人を編成
- 〇点検班は毎週 2 回、食品残渣給餌農場を抜き打ちで訪問し、食品残渣を直接給餌していないか等 確認する。
- 廃棄物処理施設を設置承認又は申告を受けた農場については承認書(または申告書)を確認し、 廃棄物処理施設、通常の動作(80℃30分以上熱処理など)かどうか等重点的に取締まる。
- O併せて、ASF の臨床症状\*、畜舎や車両の消毒要領等、防疫上の注意事項を徹底的に教育する。 \*臨床症状:高熱、飼料摂取の低下、皮膚の充血、青い斑点、突然死など
- ○農食品部は、これまで法案改正事項を継続的に指導・広報\*した。今回の取締まりで違法に食品残 渣給餌する農場については、関連規定に基づいて厳格に処分\*\*するとともに、管理農家として指 定し、特別管理監督を続けていく予定である。
- \*法案改正前の農場別点検・広報(7月15日~22日)、環境部合同プレスリリース配信(7月18日)、 関係省庁・自治体ビデオ会議の開催(7月24日、26日)、SMS 広報(7月24日) および法案施 行日(7月25日) など
- \*\*廃棄物管理法第13条の2に違反した場合、1千万ウォン(約87万円)以下の過料
- □併せて、農食品部は「ASF 予防のためには各養豚農場が"自分の農場は自分で守る"という信念を以て、畜舎や車両の消毒、外国人労働者の管理、ASF 発生国の旅行自制などの予防を徹底することが重要だ」と強調した。
- ○飼養豚を毎日臨床観察して豚が発熱や突然死する等の症状を示す場合は防疫機関に迅速に申告するよう要請した。